

「竹の内産廃総合対策検討委員会開催にのぞむ住民の考え方について」への県の考え方

1 現状認識について

| 区 分 | 項 目 | 基本的な考え方 | 備 考 |
|-------------------|--|--|-----|
| (1) 産業廃棄物総量の認識 | 処分場敷地周辺に投棄した不法産廃物処分量を確定すること | 検討委員会で承認された調査方法を踏まえ、処分場内のものも含めて埋立廃棄物の総量を把握する。 | |
| | 埋設の予定深度超過による産廃物超過量を確定すること | 検討委員会で承認された調査方法を踏まえ、処分場敷地周辺のものも含めて埋立廃棄物の総量を把握する。 | |
| | 違法廃棄物について、ボーリング調査の結果から検証すること | 検討委員会で承認された調査方法を踏まえ、有害物質の量と分布状況を把握する。 | |
| (2) 公害と環境汚染の現状 | 硫化水素をはじめとするガスが依然として発生し、大気を汚染していること | 硫化水素などのガスは低濃度で発生しているものと考えているが、最終的な評価は総合対策検討委員会に委ねる。 モニタリングを継続するとともに検討委員会で必要とされた調査を実施する。 過去の調査データを整理し、発生状況に関する情報を解りやすく提供する。 | |
| | 有害物質により汚染された浸出水が処理されないまま用水路や川に流されていること | 定期的な排水検査の結果からは基準を超えた汚水の流出は確認されていないが、最終的な評価は総合対策検討委員会に委ねる。 水質検査を継続する 検討委員会で必要とされた調査を実施する。 | |
| | 町道や農道が冠水し通行障害が生じていること | 公共用水路や道路の管理者である村田町とも連携しながら改善を進める。 具体的な対策としては、処分場周辺の排水が流入する荒川及び岩淵堰の改修を予定しており、平成17年度から調査設計に着手する。 | |
| (3) 健康被害の現状 | 目、鼻、喉の痛みや咳、くしゃみ、風邪を訴える人が多い。 | これまで実施してきた健康相談会において住民の方々から目及び咽喉頭・呼吸器に関する症状が訴えられており、今後とも必要な健康対策を講ずることとしたい。 | |
| | 微弱濃度であっても長期的な暴露により健康被害を与えること。 | 低濃度の慢性曝露の人体への影響については、専門家の意見を踏まえながら対応したい。 | |

2 解決のための到達目標

| 区 分 | 項 目 | 基本的な考え方 | 備 考 |
|---------------------|---|---|-----|
| (1) 処分廃棄物の再処分 | 不法投棄廃棄物の撤去 ・処分場周辺に投棄された廃棄物を対象とする。 | 検討委員会の検討結果を踏まえ、許可容量を超える廃棄物の取り扱いの問題も含めて判断する。 | |
| | 許可容量超過埋立物の撤去 ・深度5mを超えて埋設された産廃物を対象とする。 | 検討委員会の検討結果を踏まえ、処分場周辺に投棄された廃棄物の取り扱いの問題も含めて判断する。 | |
| | 安定5品目以外の不法廃棄物の撤去 ・選別撤去が不可能であれば、全量撤去とせざるを得ない。 | 検討委員会の検討結果を踏まえ、許可容量を超える廃棄物の取り扱い等の問題も含めて判断する。 | |
| (2) 公害除去のための恒久対策 | ガスの除去に向けた、しかるべき恒久対策 | 検討委員会の検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を実施する。 | |
| | 水質汚濁防止に向けた、しかるべき恒久対策 | 検討委員会の検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を実施する。 | |
| | 焼却炉の無害化対策と撤去 | ダイオキシンの汚染範囲を特定するための調査を行う。 調査終了後、汚染土壌は速やかに撤去する。 焼却炉付着物質中の成分を特定する。(詳細分析中) | |
| (3) 健康被害防止対策 | 一定期間固定の避難住宅設置 | 避難住宅の運営方式をできるだけ住民の方々の要望に沿ったものに見直す。 | |
| | 産廃公害特定病院の指定 ・専門医師が随時健康相談にあたること | 健康相談等の実施に当たっては、検討委員会の場などを通じ、住民の方々の要望を踏まえ必要な対策を実施する。 | |



2004年3月24日

宮城県知事 浅野史郎様
竹の内産廃総合対策検討委員会 委員長様

竹の内産廃からいのちと環境を守る会

竹の内産廃総合対策検討委員会開催にのぞむ住民の考え方について

竹の内産廃処分場の廃止に向け、県が標記委員会を設置し総合的に対策を検討・実施するに至ったことを、地元住民として大変心強く受けとめ歓迎するものす。

つきましては、県と住民、関係者が積極的な討議の中から合意を図り、一日も早い解決を図るために、下記により住民の考え方を提起します。

記

1、現状認識について

(1) 産廃物埋立総量の認識

- ① 処分場敷地周辺に投棄した不法産廃物処分量を確定すること。
- ② 埋設の予定深度超過による産廃物超過量を確定すること。
- ③ 違法廃棄物について、ボーリング調査の結果から検証すること。

(2) 公害と環境汚染の現状

- ① 硫化水素をはじめとするガスが依然として発生し、大気を汚染していること。
- ② 有害物質により汚染された浸出水が、処理されないまま用水路や川に流されていること。
- ③ 町道や農道が冠水し通行障害が生じていること。

(3) 健康被害の現状

- ① 目、鼻、喉の痛みや、咳、くしゃみ、風邪を訴える人が多い。
- ② 微弱濃度であっても長期的な暴露のより健康被害を与えること。

2、解決のための守る会の主張

- ① 村田町沼辺地区は荒川が流れる山紫水明に恵まれた土地柄で、きれいな水と澄みきったも空気の中で生活していたものであり、この環境にもどすことが総合対策委員会の責務である。
- ② 1999年（平成11年）1月の守る会発足以来、県に対し公害調停や直接交渉の場で切実な要請をして来たにもかかわらず、県が住民の目線でもとらえてこなかったことが解決を長引かせてきたものであり、県の猛省を求める。
- ③ 今年1月、竹の内産廃不法投棄事件で業者が逮捕されたことに関連し、県が「これまでの県の対応の不備を反省し謝罪」したが、この謝罪を「具体的な形で環境の原状の回復」に示すべきである。
- ④ これまで県により数々の調査と検査が行なわれてきたが、「基準値以内とか微弱であり問題がない」などの見解にとどめることなく、発生している現状を直視した結論とすべきである。

3、解決のための到達目標

(1) 処分産廃物の再処分

- ① 不法投棄廃棄物の撤去
 - 処分場周辺に投棄された廃棄物を対象とする。
- ② 許可容量超過埋立物の撤去
 - 深度5mを超えて埋設された産廃物を対象とする。
- ③ 安定5品目以外の不法廃棄物の撤去
 - 選別撤去が不可能であれば、全量撤去とせざるをえない。

(2) 公害除去のための恒久対策

- ① ガスの除去に向けた、しかるべき恒久対策
- ② 水質汚染防止に向けた、しかるべき恒久対策
- ③ 焼却炉の無害化対策と撤去

(3) 健康被害防止対策

- ① 一定期間固定の避難住宅設置
- ② 産廃公害特定病院の指定
 - 専門医師が随時健康相談にあたること。